

第2編 災害予防計画

第1章 防災基盤の強化

第2章 市民等の防災力の向上

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

＜第2編 災害予防計画＞

第1章 防災基盤の強化.....	1
第1節 災害に強いまちづくりの推進.....	1
第1項 災害に強い市街地の整備.....	2
第2項 防災空間の確保.....	3
第3項 流域治水の推進.....	3
第4項 土石流・地すべり・急傾斜地崩壊対策等.....	5
第5項 海岸高潮対策.....	7
第6項 道路の整備.....	8
第7項 橋梁等の長寿命化.....	8
第8項 液状化対策.....	8
第9項 建築物等の不燃化・耐震化.....	8
第10項 文化財等の災害予防対策.....	10
第11項 防災拠点施設の整備.....	10
第12項 ライフライン施設の整備.....	10
第13項 地籍調査の推進.....	11
第2章 市民等の防災力の向上.....	12
第1節 市民が行う防災対策の促進.....	12
第1項 市民が行う防災対策の促進.....	12
第2節 地域での防災力を高めるコミュニティ活動の強化.....	14
第1項 コミュニティ活動と自主防災組織の強化.....	14
第3節 事業所等による防災対策の促進.....	16
第1項 事業所等による防災対策の促進.....	16
第4節 防災意識向上のための普及啓発.....	18
第1項 市民の防災意識向上のための普及啓発.....	18
第5節 防災教育の充実.....	19
第1項 防災教育の充実.....	19
第3章 効果的な応急活動のための事前対策.....	21
第1節 広域的な協力体制の強化.....	21
第1項 応援協力体制の強化.....	21
第2節 災害対策本部の機能強化と円滑な初動体制の確立.....	23
第1項 災害対策本部機能の強化.....	23
第2項 円滑な初動体制の確立.....	24
第3節 情報管理体制の整備.....	25
第1項 災害緊急情報の収集・管理.....	25
第2項 市民、関係機関等への伝達方法の多様化.....	26
第3項 地域における緊急連絡網の整備促進.....	27
第4節 避難所機能の強化.....	28
第1項 避難所等の整備.....	28
第2項 避難所の開設・運営体制等の整備.....	35
第5節 要配慮者の支援体制の確立.....	37
第1項 支援体制の確立.....	37

第2項	社会福祉施設等の活用	39
第6節	計画的な災害物資の備蓄	41
第1項	計画的な災害物資の備蓄	41
第7節	大規模事故災害等予防対策の推進	42
第1項	大規模事故災害の防止	42
第2項	危険物等災害の防止	43
第3項	海上災害の防止	44
第4項	林野火災の防止	44
第5項	放射線災害の防止	44
第6項	原子力災害の予防対策の推進	45
第8節	業務・事業継続計画(BCP)の策定	46
第1項	業務・事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定.....	46
第9節	被災者支援システムの整備	47
第1項	被災者支援システムの整備	47
第10節	災害ボランティアとの連携体制の構築	48
第1項	災害ボランティアの活動環境等の整備	48
第11節	応急対策のための環境整備	49
第1項	救助・医療体制の整備	49
第2項	交通輸送体制の整備	50
第3項	防疫、清掃体制の整備	51
第4項	建物対策の推進	51

第1章 防災基盤の強化

第1節 災害に強いまちづくりの推進

	項 目	主な担当
第1項 災害に強い市街地の整備	1. 市街地再開発事業	都市計画・公園課、まちなか活性化推進室
	2. 土地区画整理事業	都市計画・公園課
	3. 地区計画	都市計画・公園課
第2項 防災空間の確保	1. 公園・緑地の整備	都市計画・公園課
	2. 農地・林地等の保全	農林水産課
第3項 流域治水の推進	1. 排水対策基本計画に基づく対策	農林水産課、都市計画・公園課、土木管理課、土木建設課、流域治水推進室、企業局、教育委員会
	2. 浸水想定区域における避難対策	防災危機管理室、生活安全推進課、地域コミュニティ推進課
	3. ため池の対策	農林水産課
第4項 土石流・地すべり・急傾斜地崩壊対策等	1. 土砂災害警戒区域等における避難対策	防災危機管理室、生活安全推進課、地域コミュニティ推進課、建築住宅課
	2. 土石流対策	防災危機管理室、農林水産課、土木管理課、土木建設課
	3. 地すべり対策	防災危機管理室、農林水産課、建築住宅課、土木管理課、土木建設課
	4. 急傾斜地崩壊対策	
	5. 山地災害対策	農林水産課
	6. 災害関連地域防災がけ崩れ対策	土木建設課
第5項 海岸高潮対策	1. 海岸高潮対策の推進	防災危機管理室
第6項 道路の整備		土木管理課、土木建設課
第7項 橋梁等の長寿命化	1. 橋梁の長寿命化	土木管理課、土木建設課
	2. 市有建築物の長寿命化	各施設管理担当課
第8項 液状化対策		防災危機管理室、各施設管理担当課
第9項 建築物等の不燃化・耐震化	1. 建築物の不燃化	都市計画・公園課、建築住宅課
	2. 建築物等の耐震化	建築住宅課、各施設管理担当課
	3. 高層建築物の災害予防対策	消防本部、消防団、建物所有者
第10項 文化財等の災害予防対策		世界遺産・文化財室 消防本部、消防団

項 目		主な担当
第 11 項 防災拠点施設の整備	1. 防災拠点施設の整備	防災危機管理室、関係各課
	2. ヘリコプター離着陸場の選定	
第 12 項 ライフライン施設の整備	1. 上水道施設	企業局
	2. 下水道施設	企業局
	3. ガス施設	ガス事業者（一般ガス事業者、簡易ガス事業者）
	4. 電気施設	九州電力送配電株式会社
	5. 通信施設	通信事業者
第 13 項 地籍調査の推進		国土調査室

第 1 項 災害に強い市街地の整備

1. 市街地再開発事業

市（都市計画・公園課）は、市街地再開発事業を推進し、建築物の耐震化、不燃化等を行うとともに、幹線道路、公園、広場等の不燃空間の確保と公共施設を整備することにより、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都市災害の防止に努める。

本市（まちなか活性化推進室）では、現在、新栄町駅前地区において、民間主導による第一種市街地再開発事業の検討が進んでおり、都市基盤施設の整備等による市街地再開発事業を促進する。

2. 土地区画整理事業

市（都市計画・公園課）は、既成市街地及びその周辺の地域において土地の区画、形質の変更及び公共施設の新設、変更等を行う土地区画整理事業を推進し、道路、公園、上下水道等の公共施設を計画的、一体的に整備することにより、良好な住宅用地の供給、生活環境の整備改善を図り、都市災害の防止に努める。

3. 地区計画

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて良好な都市環境の形成または保全を図る制度であるため、当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を備えることができ、さらに一体的かつ総合的な市街地の整備が行われることが期待できる。

市（都市計画・公園課）は、地区レベルにおいて用途地域制度を補完し、快適な居住空間の保全・形成と防災性の向上を図るため、地区住民の総意を反映させた地区計画を推進する。

第2項 防災空間の確保

1. 公園・緑地の整備

公園・緑地は、地域住民の休息・散歩・遊技・運動等のレクリエーションの場として利用されているほか、災害時における避難場所や延焼を防止するオープンスペースとしての防災機能を有している。

市（都市計画・公園課）は、公園・広場の整備、市街地周辺の緑地保全及び民間宅地開発等における公園、緑地の整備において適正な配置に努めるとともに、防災拠点として必要な機能を備えた公園・緑地の整備を推進する。

また、耐火性、防火性に優れた特性を有する樹木を多用しながら緑化の推進に努め、災害発生時の避難路、避難地及び延焼遮断空間となる公園の整備を行う。

2. 農地・林地等の保全

農地や林地等は、雨水の貯留効果や崖崩れ等の防止効果を有し、延焼火災の遮断や一時的な避難にも有効である。

市（農林水産課）は、農地、林地等に係る各種事業の推進により、これらの適切な保全に努める。

第3項 流域治水の推進

1. 排水対策基本計画に基づく対策

1) 河川改修

二級河川は県事業として、計画的に改修が進められており、市はこの早期完成に協力するとともに継続して積極的な推進を関係機関に要請する。

市（土木管理課、土木建設課）は、市管理の河川や水路等について、計画的に改修事業を推進し、浸水被害の軽減に努める。

2) 排水対策基本計画の推進

河川や下水道の管理者による治水対策に加え、流域内の各施設管理者、企業や住民の方も含めた流域のあらゆる関係者全員が協働して、被害の減少・軽減を目指す「流域治水」の考え方を基に策定した排水対策基本計画に掲げる対策事業を進める。

3) オンサイト貯留施設

市（農林水産課、土木建設課、土木管理課、都市計画・公園課、学務課）は、公園、学校の運動場などを現地貯留型の小規模施設（オンサイト貯留施設）として活用する検討や、活用が可能な場合はため池を一時的な貯留池として利用するなど、河川への雨水流出を抑制する対策を進める。

4) 河川・堰管理の充実

市（土木管理課、土木建設課、農林水産課）は、洪水による被害が増大する恐れが

ある区間の河積¹⁾の拡大、洗掘箇所の補強等に努めるとともに、老朽化等による災害を防止するため、護岸や橋脚等における点検、修理等の維持管理や大雨時における堰の適切な管理に努める。

1) 河積とは、川の横断面において、水の占める面積（河川流水断面積）のことである。

2. 浸水想定区域における避難対策

1) 危険箇所の周知

市（防災危機管理室）は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 14 条の規定に基づく洪水浸水想定区域（諏訪川水系・堂面川水系・隈川・大牟田川・矢部川水系）、同法第 14 条の 2 の規定に基づく雨水出水浸水想定区域の指定に基づき、浸水想定区域ごとに災害情報等の伝達及び避難所等への円滑かつ迅速な避難確保を図る。

また、浸水想定区域や避難所、災害に関する正しい知識等について、ハザードマップ、市広報紙等により周知する。

2) 水防警報等の伝達方法

市（防災危機管理室）は、浸水想定区域内にある地域については、水防警報をはじめ雨量や水位等の情報を市から自主防災組織等に早期に伝達する体制を整備し、地域住民及び要配慮者の迅速で安全な避難を確保する。

3) 避難体制の整備

市（防災危機管理室）は、浸水想定区域内の風水害時における避難所等をあらかじめ指定し、市民に周知することにより、緊急時における円滑な避難を確保する。

また、市（防災危機管理室、生活安全推進課、地域コミュニティ推進課）は、地域の避難体制の整備に向け、自主防災組織等への支援を行う。

3. ため池の対策

1) ため池対策の実施

市（農林水産課）は、農業用ため池 125 ヲ所の現況について把握するとともに、必要に応じて補修・改修等の整備を行う。このうち、決壊した場合に人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池 90 ヲ所は、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」により策定した福岡県の推進計画に基づき、決壊した場合の下流への影響度やその他の状況等を総合的に勘案して、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、防災工事を計画的に実施する。

また、これらのため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、浸水想定区域やハザードマップの作成・周知に努め、住民の防災意識の向上を図る。

なお、ため池の管理者は、日常の点検により、異常の早期発見と適切な保全に努める。

第4項 土石流・地すべり・急傾斜地崩壊対策等

土石流・地すべり・急傾斜地崩壊等の土砂災害の防止は、県が主体となって対策事業を推進する。

市（防災危機管理室、農林水産課、土木管理課、土木建設課、建築住宅課）は、それに協力するとともに、避難体制の整備や防災知識の普及等を図り、危険地区等の地域住民の安全を確保する。

1. 土砂災害警戒区域等における避難対策

1) 土砂災害警戒区域等の周知

市（防災危機管理室）は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定に基づき、県知事から警戒区域の指定を受けた区域について、警戒避難対策を確立し、地域住民の安全を確保する。

市（防災危機管理室）は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域や避難所等、必要な事項について、土砂災害ハザードマップ、市広報紙等により周知する。

2) 土砂災害警戒情報等の伝達方法

市（防災危機管理室）は、土砂災害警戒区域内にある自主防災組織・地域住民及び要配慮者施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報及び雨量等の情報を早期に伝達する体制を整備し、迅速な避難を確保する。

3) 避難体制の整備

市（防災危機管理室）は、土砂災害警戒区域内の避難所等をあらかじめ指定し、市民に周知することにより、緊急時における円滑な避難の確保を図る。

また、市（防災危機管理室、生活安全推進課、地域コミュニティ推進課）は、地域の避難体制の整備に向け、自主防災組織等への支援を行う。

4) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域への措置

市（防災危機管理室、建築住宅課）は、県と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律等の規定に基づき、福岡県土砂災害危険度情報等を活用し、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、住宅等の新規立地の規制等に努める。

2. 土石流対策

1) 砂防指定地の指定

国は、砂防法（明治30年法律第29号）第2条に基づき、砂防設備を要する土地又は治水上砂防のため一定の行為を禁止もしくは制限すべき土地を砂防指定地として指定する。

2) 行為の禁止・制限

県は、砂防指定地において、土石流等の発生を助長する行為に対して、禁止又は制限を行う。

3) 砂防事業の実施

県は、危険溪流における既設砂防えん堤の有無、保全対象及び砂防事業の必要性等を考慮し、順次砂防事業を実施する。

3. 地すべり対策

1) 地すべり防止区域の指定

国は、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条に基づき、地すべりによる災害を防止するため、地すべり防止区域を指定する。

2) 行為の制限

県は、地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、もしくは誘発する原因となる行為に対し、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 18 条に基づき、行為の制限を行う。

3) 地すべり防止工事

県は、地すべり対策事業の実施により、地すべり防止に努める。

4. 急傾斜地崩壊対策

1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

2) 行為の制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、崖地の崩壊を助長又は誘発する原因となる行為を規制し、崖地を保全するとともに、居住用建物については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条及び福岡県建築基準法施行条例第 3 条に基づき建築制限を行う。

3) 急傾斜地崩壊防止工事

県及び市は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を緊急度の高い区域及び地域住民の協力が得られる区域から順次施工する。

5. 山地災害対策

1) 山地災害危険地区の指定

県は、林野庁が定める調査要領に基づく調査により、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区を指定する。

2) 危険地区の実態把握

市（農林水産課）及び県は、危険地区について調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握するとともに必要に応じ山地災害を防止するため、関係機関と協力して適切な対策を講じる。

3) 危険地区の周知

市（農林水産課）及び県は、山地災害の危険がある地区周辺の地域住民に対し、「山地災害防止キャンペーン」等の機会を通じ、危険地区の周知を図る。

4) 治山事業の実施

県は、集中豪雨等により、山地災害が発生又は発生する恐れが高い箇所など、山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施する。

6. 災害関連地域防災がけ崩れ対策

1) 崩壊したがけ地の調査・報告

市（土木建設課）は、激甚災害に伴い崩壊等が発生したがけ地について、被害状況の調査を行い、県を通じて国へ報告する。

2) がけ崩れ対策の実施

市（土木建設課）は、次期降雨等による再度の災害を防止し、市民生活の安定を図ることを目的として、事業採択された崩壊箇所のがけ崩れ対策を実施する。

第5項 海岸高潮対策

高潮は、台風や低気圧等の通過に伴う海面の吸い上げ、吹き寄せを原因として起き、特に満潮時と重なると甚大な被害をもたらすことがある。

市は、県が行う事業に協力し、環境や景観に配慮しつつ、高潮対策事業や侵食対策事業等の海岸保全事業の促進に努め、市域の保全を図る。

1. 海岸高潮対策の推進

1) 港湾区域内海岸高潮対策

県は、日本に襲来した最大の台風である伊勢湾台風級の高潮の被害を防止すべく、海岸堤防等の整備を行う。

また、高潮発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検や門扉等閉鎖体制の確立等、平常時の管理の徹底を行う。

2) 市民への啓発活動等の実施

市（防災危機管理室）は、浸水想定区域や避難所等、必要な事項について、高潮ハ

ガードマップ、市広報紙等により周知するとともに、高潮を想定した避難訓練等を実施し、高潮発生時の迅速な情報提供及び避難誘導のため、平常時から市民に対する啓発活動を実施する。

第6項 道路の整備

市（土木管理課、土木建設課）は、災害時における道路機能確保のため、法面等の危険箇所調査を実施し、改良・補修等対策工事の必要箇所を指定して道路の整備を推進する。

第7項 橋梁等の長寿命化

1. 橋梁の長寿命化

市（土木管理課、土木建設課）は、大牟田市橋梁長寿命化修繕計画（令和7年3月改定）に基づき、市の管理する橋梁について、損傷が顕在化する前の軽微なうちに対策を行う予防保全型の管理等を行う。

2. 市有建築物の長寿命化

市（公共建築物の所管課）は、大牟田市公共施設維持管理計画（平成27年3月策定）に基づき、施設の長寿命化を図るとともに、予防保全型の管理等を行い、防災・減災機能にも留意した施設の整備に努める。

第8項 液状化対策

市（防災危機管理室、各施設管理担当課）は、県や防災関係機関等と連携し、大学や各種研究機関が行う液状化対策の調査・研究等に基づき、本市の地形、地質、土質、地下水位等の液状化対策に有効な情報を収集し、今後の対策の基礎資料とする。

第9項 建築物等の不燃化・耐震化

1. 建築物の不燃化

1) 防火地域、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災により大きな被害が発生する恐れがある。

市（都市計画・公園課）は、商業地域及び近隣商業地域等を必要に応じて防火地域又は準防火地域として指定し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

2) 市営住宅の不燃化

市（建築住宅課）は、既存の市営住宅のうち、木造及び簡易耐火構造の住宅を計画的に建て替え、不燃化の推進を図る。

新築の市営住宅については、不燃建築物とオープンスペースの一体的整備により防災空間を創出するように努める。

3) 屋根不燃化及び外壁の延焼防止の促進

市（建築住宅課）は、木造住宅の延焼火災を防止するため、用途地域のうち、防火地域及び準防火地域に定められた地域以外において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 22 条の規定により、屋根の不燃化等を行う地域として指定し、同法第 22 条及び第 23 条に基づき、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2. 建築物等の耐震化

市（建築住宅課）は、各建築物の耐震性の向上を図るため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）」及び「大牟田市耐震改修促進計画（平成 23 年 3 月策定）」等による耐震診断・改修の促進を図り耐震化率の向上に努める。

1) 公共建築物の耐震化

市（公共建築物の所管課）は、防災上重要な公共施設の耐震点検を実施する。

また、点検結果及び「大牟田市耐震改修促進計画（平成 23 年 3 月策定）」に基づき、耐震耐火構造への改築、補強等の耐震化を推進する。

特に、指定避難所である学校等は、付属施設を除き全て耐震・耐火構造への整備を推進する。

2) 一般建築物等の耐震化

市（建築住宅課）は、建築物の所有者等に対し耐震診断及び耐震改修について相談業務、知識の啓発・普及を行う。

また、放置された老朽家屋の所有者に対し、適正な維持管理を指導する。

3) 公共施設及び危険物等施設の点検整備

市（公共施設等の所管課）及び県は、治山施設、岸壁施設、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の機能及び周囲の状況に応じて、耐震性等の点検整備を行う。

県及び市（建築住宅課）は、石油類、高圧ガス、毒物劇物及び火薬類等の危険物を貯蔵又は処理する建築物の耐震性の確保を指導・促進する。

3. 高層建築物の災害予防対策

高層建築物とは、高さが 31m を超える建築物をいう。＜消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条の 2＞

消防本部は、高層建築物の火災等が発生した場合、消防活動の困難性が予想されるこ

とから、所有者等への予防対策を指導し、関係機関との連携強化に努める。

第10項 文化財等の災害予防対策

市（世界遺産・文化財室）は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚及び防災設備の充実を図るとともに、国、県の指定する文化財については、消防本部と連携し、必要に応じて防災対策実施の要請を行う。

なお、平常時の管理に当たっては、「文化財保存・管理ハンドブック建築物編」（文化庁文化財保護部建築物課監修、社団法人全国国宝重要文化所有者連盟編、平成6年10月）及び「国宝・重要文化財（建築物）等の防火対策ガイドライン」（文化庁文化資源活用課、令和元年12月）を参考にして、火災等の防止、破損箇所の把握、部分的・応急的な補修に努める。

第11項 防災拠点施設の整備

1. 防災拠点施設の整備

市（防災危機管理室、関係各課）は、大規模な災害が発生した場合に、迅速で円滑な応急対策活動の実施を確保するため、公共施設と主要な民間施設において、広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプや災害医療活動の支援、救援物資の受け入れ・中継・分配等の機能を有するような防災拠点施設の整備を進める。

<拠点施設>

市役所、消防庁舎、輸送（集積）拠点、食糧供給拠点、ボランティア拠点、避難所、避難地、救援活動拠点、備蓄倉庫

2. ヘリコプター離着陸場の選定

市（防災危機管理室）及び消防本部は、ヘリコプターの離発着可能な公園、グラウンド等を災害時におけるヘリコプター離着陸場として選定する。

第12項 ライフライン施設の整備

1. 上水道施設

市（企業局）は、災害による水道の被害を最小限にとどめ、速やかに水の供給を確保するため、給水体制の整備並びに施設の整備増強を推進する。

また、水道ごとに施設の耐震性及び供給体制などについて、施設等の総合的な点検、検討を行い、その結果に基づいて、近隣水道事業者との緊急時用連絡管や給水用資機材の確保などを含め必要な施設の整備増強を図る。

2. 下水道施設

市（企業局）は、下水道施設について施設の点検・調査を行い、その保全に努め、災害時の被害を最小限にとどめるために必要な整備、補強を計画的に進める。

下水道管路については、防災拠点と処理場を結ぶ管渠や震災時に社会的影響の大きい緊急輸送路下に埋設されている管渠等の重要な幹線を優先的に、耐震化を図る。

処理場については、人命の安全性確保、下水排除能力確保、水処理機能確保を考慮し、計画的に施設の耐震・耐水化を図るとともに、ポンプ場についても計画的に耐震・耐水化を図る。

3. ガス施設

ガス事業者は、ガス施設が被災し、ガス漏れ等による災害を防止するため、ガス供給の緊急停止及び遮断、施設の耐震化等に努める。

4. 電気施設

九州電力送配電株式会社は、大規模地震や台風等の災害時に電力施設の災害を防止し、また発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐震環境の整備に努める。

5. 通信施設

通信事業者は、防災業務計画、災害等対策規程に基づき具体的措置を定めるとともに、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図るため、平常時から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備を構築する。

また、電気通信システムの一部の被災が他に重大な影響を及ぼさないよう信頼性の向上に努めるなど、電気通信設備について予防措置を講じ万全を期する。

第13項 地籍調査の推進

地籍調査が実施された土地は、位置情報が緯度・経度の座標で管理されることで、災害により土地の形状が変わった場合にも、境界を正確に復元することが可能となるため復旧活動を迅速に進めることができる。

市（国土調査室）は、災害への備えとして大牟田市国土調査基本計画（平成26年8月策定）に基づき地籍調査を推進する。

第2章 市民等の防災力の向上

第1節 市民が行う防災対策の促進

	項 目	主な担当
第1項 市民が行う 防災対策の促進	1. 防災知識の習得	防災危機管理室
	2. 防災情報の取得	
	3. 家族での災害時の行動の確認	
	4. 家庭内備蓄の推進	
	5. 耐震補強の実施	
	6. 室内安全対策の実施	
	7. 防災訓練や防災研修への参加	

第1項 市民が行う防災対策の促進

市民は、一人ひとりが「自らの身の安全は自ら守る（自助）」という防災の基本に基づき、自ら各種手段を講じるとともに、防災訓練や地域の防災活動に参加するなど、平常時から災害に対する備えを進める。

1. 防災知識の習得

市民は、日頃から防災に対する意識を持ち、地域の危険箇所の把握、災害に備えた平常時の心得、災害時の避難行動など、防災知識の習得に努める。

また、過去に発生した災害において培われた防災の知恵や経験を後世に伝えるため、教訓の伝承に努める。

2. 防災情報の取得

市民は、大牟田市防災専用ホームページ防災リアルタイム情報（以下「防災リアルタイム情報」という）の活用や指定のメールアドレスに送信する地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」への登録、その他大牟田市のSNS等から発信される台風や大雨等の防災情報など、様々な手段で情報が取得できるよう努める。

3. 家族での災害時の行動の確認

市民は、災害時における行動の共通認識を図るため、平常時より家族内での話し合い

等による確認を行っておくよう努める。

- ア) 家族が別々の場所で被災した場合の連絡方法（災害伝言ダイヤルなど）や最終的な集合場所の確認
- イ) 避難場所・経路の事前確認
- ウ) 非常持出品、備蓄品の選定
- エ) 家族の安否確認・連絡方法（福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、N T Tの災害用伝言ダイヤル「1 7 1」や携帯電話の災害用伝言板の活用等）
- オ) 災害時の役割分担（非常持出品の搬出等）

4. 家庭内備蓄の推進

市民は、家庭内において以下に示すような物資等の備蓄に努める。

- ア) 食糧や生活必需品等の3日間程度の備蓄、点検
- イ) カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保
- ウ) 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保
- エ) その他家族構成に合わせた、災害時に必要な物資の備蓄
- オ) 水、食糧の消費期限の点検による定期的な入れ替え

5. 耐震補強の実施

市民は、住宅の耐震化の重要性を踏まえ、必要に応じて耐震補強を実施する。

6. 室内安全対策の実施

市民は、家具の転倒防止対策、照明器具等の落下防止対策を実施するほか、必要に応じてブロック塀の安全対策、窓ガラス・外壁タイルの落下防止対策についても実施する。

7. 防災訓練や防災研修への参加

市民は、市や地域で行われる防災訓練や防災研修に参加するよう努める。

第2節 地域での防災力を高めるコミュニティ活動の強化

項 目		主な担当
第1項 コミュニティ活動と自主防災組織の強化	1. 校区まちづくり協議会の支援	地域コミュニティ推進課、生活安全推進課、防災危機管理室
	2. 自主防災組織の支援	
	3. 地域間における協力応援体制づくりの支援	

第1項 コミュニティ活動と自主防災組織の強化

「自分たちの地域は自分たちで守る（共助）」という意識を高め、地域で助け合うことの重要性を再認識し、地域住民や事業所等の連携・協力体制の強化を図る。

1. 校区まちづくり協議会の支援

市（地域コミュニティ推進課、生活安全推進課、防災危機管理室）は、校区の全住民が参加できる住民自治組織として「校区まちづくり協議会」を支援する。

また、「安心安全まちづくり推進協議会」の校区組織を「校区まちづくり協議会」の安心安全部会として位置づけるよう促すなどの一体的な支援を推進する。

2. 自主防災組織の支援

1) 安心安全まちづくり推進協議会の支援

市（生活安全推進課、地域コミュニティ推進課、防災危機管理室）は、防災研修や訓練等により共助に関する意識を高め、住民同士が連携したコミュニティ主体の自主防災組織「安心安全まちづくり推進協議会」の支援を行う。

2) 地域連絡網の整備

市（生活安全推進課、地域コミュニティ推進課、防災危機管理室）は、公的な災害情報の伝達手段の整備だけでは限界があるため、地域における連絡網の整備を促進し、迅速な避難体制の構築を図る。

3) 防災訓練等の実施

自主防災組織は、様々な状況や場所を想定した実践的な防災訓練を実施し、訓練を運営する自主防災組織内の役割分担も実際の災害を想定したものにする。

また、地域の状況に合った活動を地域主体で取り組む。

市（生活安全推進課、防災危機管理室）は、自主防災組織での取り組みが継続して続けられるよう、防災訓練や運営の支援を図る。

4) 防災リーダーの養成

市（防災危機管理室）は、地域の防災活動が継続して取組めるよう、防災士の資格を習得させるなど防災リーダーを養成する。また、防災リーダーが中心となって地域の防災力向上が図れるよう、防災リーダーのスキルアップの支援にも努める。

3. 地域間における協力応援体制づくりの支援

市（地域コミュニティ推進課、防災危機管理室）は、市内で災害が発生した際の、各種応急・復旧活動について、被災地域を被災していない地域が支援するといった地域間の協力応援体制づくりを支援する。

第3節 事業所等による防災対策の促進

項 目		主な担当
第1項 事業所等による防災対策の促進	1. 事業継続計画（BCP）の策定	防災危機管理室
	2. 防災組織の編成と訓練の実施	消防本部
	3. 事業所内の備蓄	
	4. 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成強化	
	5. 災害対応マニュアルの作成	

第1項 事業所等による防災対策の促進

事業所等は、国及び地方公共団体が行う防災施策への協力に努めるとともに、行政と一体となって災害対策に取り組む。

1. 事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定

市（防災危機管理室）は、県と連携し、市民生活と密接に関連する事業所等に対して、事業継続計画策定の普及啓発を行う。

2. 防災組織の編成と訓練の実施

学校や病院、事業所、大型店舗等の多数の人の出入りする施設において、当該施設の管理権原者は、消防法第8条の規定により、防火管理者を定め、当該施設について消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督、避難又は防火上必要な設備の維持管理、収容人員の管理、その他防火管理上必要な業務を行わせなければならないこととなっている。

また、消防本部は、消防法第36条の規定により、防災に関する消防計画に基づき、自衛消防隊などの防災組織の編成、避難訓練の実施について、自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応を行うための防災研修及び訓練を定期的実施するよう指導する。

さらに、消防本部は、これら施設からの出火の防止、初期消火体制の強化等指導助言を行う。

3. 事業所内の備蓄

事業所は、従業員、利用者が帰宅困難となる事態も想定し、食糧、飲料水、生活必需品等の備蓄に努める。（従業員の3日間程度を目安）

4. 危険物施設及び高圧ガス施設等の防災組織の育成強化

危険物等施設は、引火性、爆発性、毒性等の性質を有している場合がある。そのため、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きく、地震によっても被害が生じる恐れがあるため、各事業所は、自主防災体制の強化及び事業所相互の応援体制を確立する。

消防本部は、危険物等施設関係者に対し、自主防災体制の確立を図るよう指導する。

事業所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう自衛消防組織等を編成し、安全の確保に積極的に努める。

5. 災害対応マニュアルの作成

災害発生時に、職員等の具体的な行動を示すための指針となる災害対応マニュアルは、事前に作成しておくことにより、職員等の防災意識を高め、災害時には様々な場面において職員等が的確に対応するための助けとなる。

このため、特に災害時に重要な活動が求められる医療機関や社会福祉施設等をはじめ、一般の事業者においても、災害対応マニュアルの作成に努める。

第4節 防災意識向上のための普及啓発

項 目		主な担当
第1項 市民の防災意識向上のための普及啓発	1. 防災パンフレット等による啓発	防災危機管理室、生涯学習課・地区公民館
	2. 防災訓練や防災研修等の実施	消防本部、消防団

第1項 市民の防災意識向上のための普及啓発

1. 防災パンフレット等による啓発

市（防災危機管理室）は、市民や事業所等に対し、防災パンフレットやハザードマップ等により、災害に対する正しい知識、災害情報の入手方法、避難行動の注意点、家庭内備蓄等について普及啓発を行う。

2. 防災訓練や防災研修等の実施

市（防災危機管理室、生涯学習課・地区公民館）及び消防本部は、防災訓練や防災研修、講座の実施等、防災に関する学習機会の提供を通じて、市民の防災意識向上を図る。

また、町内公民館やPTA、公民館サークル等の団体が行う各種研修会等の社会教育活動において、防災に関する知識の普及・啓発活動等を促進し、各団体の防災意識の向上を図る。

第5節 防災教育の充実

項 目		主な担当
第1項 防災教育の充実	1. 防災教育の目標	防災危機管理室、学校教育課 消防本部、消防団
	2. 学校区内の地理的特性に応じた指導	
	3. 保護者と子供たちが一緒に防災知識を学ぶ機会の提供	
	4. 教職員に対する防災に関する研修等の実施	
	5. 学校が行う防災訓練への地域住民の参加	
	6. 防災機器等を教材として活用した防災教育の実施	

第1項 防災教育の充実

学校は、保護者、地域等との連携や児童・生徒の発達段階や学校区の地域の特性に応じた体系的、計画的な防災教育の推進を図る。

市（防災危機管理室、学校教育課）及び消防本部は、学校と協力し、児童・生徒へのわかりやすい防災教育の推進や、学校教育による防災活動・体験活動等による災害対応への知識の普及・啓発に努める。

1. 防災教育の目標

児童・生徒の発達段階ごとに、必要な知識を身につけ、主体的に行動する態度や支援者としての視点を育成する。

■学校教育における防災知識の習得

小学校	低学年	○ 災害に関心を持つことができるようにし、災害時の安全な行動について考えることができるようにする。 ○ 教職員や保護者など近く大人の指示に従うなど適切な行動ができるようにする。 ○ 災害時には、自分で危険を回避し、大人と連絡ができるようにする。
	中学年	○ 災害時に起こる様々な危険について知り、自ら安全な行動ができるようにする。 ○ 災害により引き起こされる危険について関心を持ち、自ら危険を回避する方法を考えられるようにする。 ○ 災害時には、家族や友達、周囲の人々と協力して危険を回避できるようにする。

	高学年	○ 地域の災害の特性や防災体制について理解できるようにする。 ○ 災害により引き起こされる危険を予測し、災害時には、自ら危険を回避する行動ができるようにするとともに、家族や友達、周囲の人々の安全にも配慮し、他の人の役に立つ行動がとれるようにする。
	中学校	○ 地域の過去の災害や他の地域の災害例から危険を理解し、災害への日常の備えや適切な避難行動ができるようにする。 ○ また、学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについて理解を深め、自ら主体的に参加することができるようにする。

2. 学校区内の地理的特性に応じた指導

地域で過去に発生した災害や地域で起こるとされている災害について理解することにより、具体的な対策が見出されることもあるため、それぞれの学校区内の地理的特性に応じた指導を行う。

3. 保護者と子供たちが一緒に防災知識を学ぶ機会の提供

保護者と子供たちが一緒になった災害に関する基礎的知識や災害から身を守る知識、方法について啓発する。

また、防災に関する家族会議の開催や地域の防災訓練等への家族参加など家庭における防災教育は、自らの安全を守るための最も基礎的なことであるため、積極的な啓発に取り組む。

4. 教職員に対する防災に関する研修等の実施

教職員に対し、災害に関する基礎的知識や災害から身を守る知識、方法について防災に関する研修を実施する。

また、授業時間中の災害発生を想定した情報収集、保護者との連絡、児童・生徒の引渡し、避難所開設などについての対応を確認する。

5. 学校が行う防災訓練と地域住民の参加

学校は、様々な災害を想定し、地域の特性に応じた避難訓練などの防災訓練を実施する。その際、地域住民の協力を得て、登下校時の児童・生徒の安全確保、避難路の確保など連携した取り組みを進める。

また、学校は地域における防災拠点となるため、避難所の開設時のルールを取り決めるなど災害時の連携についても構築を進める。

6. 防災機器等を教材として活用した防災教育の実施

防災教育では、防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）による緊急地震速報や津波警報の放送、ハザードマップや校区别防災カルテなど、災害時に実際に使用するものを教材として活用する。

第3章 効果的な応急活動のための事前対策

第1節 広域的な協力体制の強化

	項 目	主な担当
第1項 応援協力体制の強化	1. 指定地方行政機関や自治体間の応援協力体制	防災危機管理室、総合政策課 消防本部
	2. 民間団体等との協力体制	防災危機管理室、各所管課
	3. 自衛隊との連携強化	防災危機管理室
	4. 受入体制の整備	防災危機管理室、各所管課

第1項 応援協力体制の強化

1. 指定地方行政機関や自治体間の応援協力体制

市（防災危機管理室）及び消防本部は、九州地方整備局をはじめとする各指定地方行政機関と平常時から連携体制の強化を図り、大規模災害発生時において迅速かつ広域的な支援が行えるよう体制の整備を推進する。

また、市（防災危機管理室、総合政策課）及び消防本部は、「有明圏域定住自立圏における災害時の相互応援協定」や「福岡県消防相互応援協定」に基づく消防相互応援が円滑かつ速やかに行える体制を整備する。

2. 民間団体等との協力体制

市（防災危機管理室、各所管課）は、災害時の応急対策に協力が得られるよう、建設業団体をはじめ、流通団体、運送団体等、多種多様な団体との災害応援協定の締結に努める。

3. 自衛隊との連携強化

県は、自衛隊との「福岡県大規模災害対策連絡協議会」における協議や防災訓練の実施等を通じ、連携の強化を図り、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう情報連絡方法等の取り決めを行うとともに、相互の情報連絡体制の充実に努める。

また、市（防災危機管理室）は、災害派遣部隊の活動調整の拠点となる場所や道路状況等の情報共有に努める。

4. 受入体制の整備

市（防災危機管理室、各所管課）は、災害時の関係機関、自衛隊、他自治体への応援要請方法を検討し、効率的な運用に向け必要な整備を図る。他の自治体等からの支援部隊の受け入れ・活動拠点となる場所のほか、災害時受援計画に定めるところにより応援機関に対する業務やマニュアルの整備等、受け入れ体制の整備を図り、平常時からの連携を密にする。

第2節 災害対策本部の機能強化と円滑な初動体制の確立

	項 目	主な担当
第1項 災害対策本部機能の強化	1. 市庁舎の耐震化又は耐震施設への移転	防災危機管理室、公共施設マネジメント推進課、関係各課
	2. 資機材、非常用電源の確保	
	3. 災害対策本部の機能等の強化	
第2項 円滑な初動体制の確立	1. 参集時期及び基準の明確化	防災危機管理室、関係各課 消防本部、消防団
	2. 機動的な組織体制の確立	
	3. 防災訓練の実施	
	4. 時系列の初動マニュアルの整備	

第1項 災害対策本部機能の強化

1. 災害対策本部の耐震施設への移転

市（防災危機管理室）は、災害対策本部の耐震施設への移転と被災した場合の代替施設の検討を行う。

2. 資機材、非常用電源の確保

市（防災危機管理室、公共施設マネジメント推進課）は、災害対策本部機能を継続するための資機材、非常用電源の確保を進めるなど、災害対策本部として必要な設備・物資等の整備充実を図る。

3. 災害対策本部の機能等の強化

1) 災害対策本部のスペース確保

市（防災危機管理室、公共施設マネジメント推進課）は、災害対策本部を設置する期間において、必要な職務を遂行するために、十分なスペースを確保する。

2) 災害対策本部の組織の機能強化

市（防災危機管理室）は、災害発生時に迅速かつ的確に対応できる、機能的・機動的な災害対策本部組織体制を構築するため、初動時、応急活動時、復旧時の3段階に分けて編成する。

■災害対策本部の果たすべき機能

時 期	果たすべき機能
初 動 時	市民の避難、救出救助、情報伝達、避難所開設、物資の調達等
応急活動時	避難所の運営、公共施設・ライフラインの応急対策等
復 旧 時	り災証明書の交付、被災者のこころのケア、仮設住宅の建設等

3) 指揮命令系統等の明確化と意識の高揚

市（防災危機管理室、関係各課）は、指揮命令系統を明確化し、災害時における職責の明確化、平常時からの全庁的な防災・減災への取組意識の高揚を図る。

4) 国、福岡県、関係機関等との連携・協力体制の確立

市（防災危機管理室）は、大規模災害時における合同対策本部の構築など、国、福岡県、関係機関等との情報の共有や連携・協力体制の確立に努める。

第2項 円滑な初動体制の確立

1. 参集時期及び参集基準の明確化

市（防災危機管理室）は、災害の状況を踏まえ、参集すべき職員や時期の基準を明確にし、配備体制を強化する。

特に風水害時は、事前の応急対応で人的な被害が軽減されるため、災害の段階に応じた配備体制を整備する。

また職員は、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」や福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」等に登録し、自主的な参集体制を構築する。

2. 機動的な組織体制の確立

市（防災危機管理室）は、本計画及び大牟田市災害対策本部条例に基づき、本市の災害対策が迅速かつ的確に実施できる機動的な組織体制を整備する。

3. 防災訓練の実施

1) 総合防災訓練

市（防災危機管理室）及び消防本部は、災害時の円滑な活動が図れるよう、大規模地震等の発生を想定して、国、県、各防災関係機関及び市民、自主防災組織等との協力体制のもと、総合訓練を実施する。

2) 個別防災訓練（災害対策本部設置訓練等）

市（防災危機管理室、関係各課）は、災害発生から避難所開設までの初動体制を確立するため、定期的に災害対策本部設置訓練等を実施する。

4. 時系列の初動マニュアルの整備

市（防災危機管理室）は、参集をはじめ災害発生時に時系列での職員がとるべき基本的な行動を示す職員初動マニュアルを作成するとともに、職員への周知徹底を図る。

また、職員初動マニュアルに従い、各部局で必要なマニュアル作成を行い、定期的に訓練を行う。

第3節 情報管理体制の整備

項 目		主な担当
第1項 災害緊急情報の収集・管理	1. 通信施設の整備	防災危機管理室、各施設管理担当課
	2. 情報収集・管理体制の整備	
第2項 市民、関係機関等への伝達方法の多様化	1. 多様な情報伝達手段の活用	防災危機管理室、デジタル行政推進室、保健福祉部、総務課、広報課 消防本部、消防団
	2. 全国避難者情報システムの活用	
	3. 要配慮者等への情報提供体制の整備	
第3項 地域における緊急連絡網の整備促進		防災危機管理室、地域コミュニティ推進課、自主防災組織

第1項 災害緊急情報の収集・管理

1. 通信施設の整備

市（防災危機管理室）は、災害時の停電や電話が一時的に途絶した場合に、市庁舎において災害緊急情報の収集及び連絡が確保できるよう、市と防災関係機関を結ぶ防災行政無線等の通信機器の整備に努める。

また、防災行政無線等の既存の通信機器については、災害時に使用できるよう常時保守点検を実施する。

2. 情報収集・管理体制の整備

1) 防災情報集約システム

市（防災危機管理室）は、防災情報集約システムを運用し、被害現場や避難所から対応状況、画像等を集約、分析するとともに、関係機関と連携した対応ができるよう情報共有を図る。

2) 全国瞬時警報システム（Jアラート）

市（防災危機管理室）は、全国瞬時警報システム（Jアラート）により、消防庁から市に送られてくる緊急地震速報等を迅速に地域住民に伝達できる通信体制の整備及び訓練に努める。

3) 水位観測機器

市（防災危機管理室、農林水産課、土木管理課）は、水位観測機器を設置・活用し、河川やため池の水位を監視することで、迅速な避難指示等の発令や防災情報の発信を図る。

4) 災害情報収集カメラ

市（防災危機管理室）は、災害情報収集カメラを設置し、市（防災危機管理室、土木管理課）の災害情報収集カメラ及び道路管理用カメラ、県の災害関係情報収集用カメラ、九州地方整備局の有するカメラ等より、災害情報を収集することで、迅速な避難指示等の発令や適切な防災情報の発信を図る。

5) 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク

県は、防災・行政情報通信ネットワークを整備し、災害情報の迅速化を図る。

ア) 災害に強い通信網を構築し、県、各市町村、消防本部間で衛星回線と地上回線の非常通信ルートを確保する。

イ) 防災情報の高度化、多様化に対応するため、防災情報システム、災害現場の映像情報機能の拡大を図る。

ウ) 高度情報通信網を活かし、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を図る。

6) 災害時優先電話

市（各施設管理担当課）は、災害時の情報通信を確保するため、災害時において通話を優先的に取り扱う「災害時優先電話」（西日本電信電話株式会社）としての登録の拡充に努める。

7) 災害時における他機関の通信設備利用

市（防災危機管理室）は、災害対策基本法第 57 条の規定に基づき、災害時の通信設備が利用できるよう必要に応じ、九州電力送配電株式会社や大牟田ガス株式会社等の通信設備の利用について事前に協力体制を確立する。

第2項 市民、関係機関等への伝達方法の多様化

1. 多様な情報伝達手段の活用

市（防災危機管理室、総務課、広報課、デジタル行政推進室）及び消防本部、消防団は、避難指示等の緊急情報や発災時の被害状況、応急対策の状況等について、市民等に対し、防災リアルタイム情報や市防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、市ホームページ、福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、エリアメール・緊急速報メール、広報車、インターネットFAX、SNS等を活用し、迅速かつ正確に伝えるとともに、テレビやラジオ等の報道機関に対し、情報提供を行う。

2. 全国避難者情報システムの活用

市（防災危機管理室）は、市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）¹⁾」により提供される所在地情報等により、所在地を把握し、必要な情報発信を行う。

- 1) 避難者から避難先の市町村へ任意に提出された、避難者の所在地等の情報を避難元の県や市町村へ提供し、当該情報に基づき、避難元の県や市町村が避難者への情報提供等を行うシステム。

3. 要配慮者等への情報提供体制の整備

市（防災危機管理室、保健福祉部）は、聴覚や視力に障害がある人に対しても素早い情報の伝達ができるように、関係者の意見を聞きながら、情報提供体制の整備を進める。

第3項 地域における緊急連絡網の整備促進

市（防災危機管理室、地域コミュニティ推進課）は、公的な災害情報の伝達だけでは限界があることから、自主防災組織と連携して緊急連絡網の整備を促進する。

第4節 避難所機能の強化

項 目		主な担当
第1項 避難所等の整備	1. 避難所等の指定・解除	防災危機管理室、生涯学習課、スポーツ推進室、教育委員会総務課
	2. 避難所機能の整備	
	3. 避難ビルの指定	
	4. 県有施設の活用	
	5. 一時避難所の整備	
第2項 避難所の開設・運営体制等の整備	1. 避難所開設・運営マニュアルの作成及び避難訓練の実施	防災危機管理室、生涯学習課・地区公民館、保健福祉部、教育委員会総務課
	2. 地域との協働による避難所運営	

第1項 避難所等の整備

1. 避難所等の指定・解除

1) 避難所

市（防災危機管理室）は、地域の特性や想定される災害等を踏まえ、避難所を指定する。

市（防災危機管理室）は、施設の立地条件（災害危険区域の指定、災害履歴の有無等）や施設構造等により、土砂災害、水害等の災害の種別ごとに、使用可能な避難所について整理を行う。

なお、周辺の環境や建物の安全性や老朽化等により避難所等として適切でない施設については、必要に応じて避難所等の指定を解除し、新設する。

また、学校再編に伴い使用できなくなる避難所については、必要に応じて代替施設を設置する。

2) 避難地

市（防災危機管理室）は、災害時における市民の一時的避難や応急対策の拠点として有効な都市公園等の施設を避難地に指定する。

■指定避難所等の位置づけ

指定避難所	○ 市が法律に基づき避難指示等を発令する際に開設する避難施設 ・市内の小学校、中学校、地区公民館、体育館等 ・一人当たりの所要面積は原則として2㎡/人 ○ 災害が長期化した時の、仮設住宅への移転までの生活場所 ○ 災害時の食糧・日用品等の備蓄場所
-------	---

自主避難所	○ 一時的に開設する避難所 ○ 台風（暴風域）など危険が去れば閉鎖 ○ 指定避難所の中から指定
福祉避難所	○ 避難所等での生活において特別な配慮を要する要配慮者等のための避難所 ○ 施設内における要配慮者の安全性の確保
指定緊急避難場所	○ 災害発生時及び災害が切迫した時の一時的な待避場所 ○ 災害の種類ごとに指定 ○ 指定避難所と兼ねることができる
避難地	○ 延焼火災等からの一時的な避難場所 ○ 応援部隊や救援物資の拠点、仮設住宅建設候補地 ○ 平常時の防災訓練の場所

■指定避難所

	避難所名称	住所	連絡先(電話)
1	三川地区公民館	上屋敷町1丁目12-3	52-5957
2	駛馬地区公民館	馬込町1丁目20-1	57-5443
3	勝立地区公民館	新勝立町4丁目1-1	51-0393
4	中央地区公民館	原山町13-3	53-1502
5	三池地区公民館	大字三池629-2	53-8343
6	吉野地区公民館	大字白銀781-3	58-3479
7	手鎌地区公民館	大字手鎌1300-42	56-6008
8	みなと小学校	上屋敷町2丁目3-1	53-6004
9	天領小学校	天領町1丁目145-1	53-6006
10	旧駛馬南小学校	沖田町236-1	41-2866
11	駛馬小学校	馬場町17	53-6008
12	天の原小学校	笹原町3丁目116	53-6009
13	玉川小学校	大字櫟野2710-1	53-6011
14	大牟田中央校区コミュニティセンター	宮坂町6-3	41-2614
15	大牟田中央小学校	笹林町1丁目1-3	53-6014
16	大正小学校	大正町5丁目5-9	53-6015
17	中友小学校	中友町1-20	53-6016
18	明治小学校	明治町2丁目21-1	53-6017
19	白川小学校	中白川町1丁目183	53-6018
20	平原小学校	平原町333	53-6019
21	高取小学校	大字歴木1807-58	53-6020
22	三池小学校	大字新町289-1	53-6021
23	羽山台小学校	大字草木587-3	53-6013
24	銀水小学校	大字田隈239	53-6022
25	上内小学校	大字上内1575-1	58-0103
26	吉野小学校	大字白銀967-17	58-1037
27	倉永小学校	大字倉永1307	58-1038
28	手鎌小学校	大字唐船395	53-6025

	避難所名称	住所	連絡先(電話)
29	旧船津中学校	船津町1丁目6-1	41-2866
30	宅峰中学校	右京町1	53-6034
31	宮原中学校	米生町2丁目26	53-6032
32	旧勝立中学校	大字勝立282-2	41-2866
33	松原中学校	大正町5丁目4-16	53-6035
34	白光中学校	椿黒町32	53-6036
35	御木中学校	大字歴木1150	53-6037
36	白銀中学校	大字田隈338	53-6040
37	旧橘中学校	大字橘664-1	41-2866
38	甘木中学校	大字甘木613-1	58-0033
39	大牟田特別支援学校	天道町24	56-9671
40	リフレスおおむた	大字四ヶ1221	58-7777
41	総合体育館	宝坂町2丁目92	53-6003
42	三池高等学校	大字草木245	53-2172
43	三池工業高等学校	上官町4丁目77	53-3036
44	ありあけ新世高等学校	大字吉野1389-1	59-9688
45	大牟田北高等学校	大字吉野555	58-0011
46	有明工業高等専門学校	東萩尾町150	53-8611

■自主避難所

	避難所名称	住所	連絡先(電話)
1	三川地区公民館	上屋敷町1丁目12-3	52-5957
2	勝立地区公民館	新勝立町4丁目1-1	51-0393
3	中央地区公民館	原山町13-3	53-1502
4	三池地区公民館	大字三池629-2	53-8343
5	吉野地区公民館	大字白銀781-3	58-3479
6	手鎌地区公民館	大字手鎌1300-42	56-6008
7	みなと小学校	上屋敷町2丁目3-1	53-6004
8	天領小学校	天領町1丁目145-1	53-6006
9	駿馬小学校	馬場町17	53-6008
10	天の原小学校	笹原町3丁目116	53-6009
11	玉川小学校	大字櫟野2710-1	53-6011
12	大正小学校	大正町5丁目5-9	53-6015
13	中友小学校	中友町1-20	53-6016
14	明治小学校	明治町2丁目21-1	53-6017
15	白川小学校	中白川町1丁目183	53-6018
16	平原小学校	平原町333	53-6019
17	高取小学校	大字歴木1807-58	53-6020
18	羽山台小学校	大字草木587-3	53-6013
19	銀水小学校	大字田隈239	53-6022
20	上内小学校	大字上内1575-1	58-0103
21	倉永小学校	大字倉永1307	58-1038
22	リフレスおおむた	大字四ヶ1221	58-7777

■福祉避難所

	避難所名称	住所	連絡先(電話)
1	大牟田市総合福祉センター	瓦町9-3	57-2519
2	特別養護老人ホーム昌普久苑	上白川町2-31-3	57-7378
3	介護老人福祉施設サンホリデー	岬2860-2	43-5077
4	介護老人福祉施設美さと	南船津町1-10	57-3310
5	特別養護老人ホームサン久福木	久福木894	55-2011
6	特別養護老人ホームこもれび	中町1-4-1	55-5066
7	特別養護老人ホーム天光園	倉永693	58-2835
8	高齢者総合ケアセンター サンフレンズ	沖田町510	43-1223
9	特別養護老人ホーム延寿苑	今山4345-1	51-2942
10	特別養護老人ホームすぎの木	甘木44-1	58-1112
11	社会福祉法人あけぼの会 職員研修センター	笹原町2-26-5	53-4156
12	障害者福祉施設 恵愛園	新勝立町3-5-15	51-8750
13	介護老人保健施設 サンファミリー	大字甘木 1158	58-7722
14	介護老人保健施設 大牟田ライフケア院	大字田隈 599-18	52-8899
15	介護老人保健施設 くろさき苑	大字岬 1254-1	54-9639
16	介護老人保健施設 はなぞの	花園町 64-5	52-8600
17	介護老人保健施設 ぷらいえ	田隈 830-1	57-6636
18	介護老人保健施設 さんぽ	大字三池 866	53-1001
19	介護老人保健施設 ハッピーランド	大字宮部 171-2	51-0556

■指定緊急避難場所

	避難場所名称	住所	連絡先 (電話)	適用になる異常な現象					
				洪水	内水 氾濫	土砂 災害	高潮	地震	大規模火災
1	三川地区公民館	上屋敷町1丁目12-3	52-5957	○	○		○	○	○
2	駛馬地区公民館	馬込町1丁目20-1	57-5443			○		○	○
3	勝立地区公民館	新勝立町4丁目1-1	51-0393	○	○	○	○	○	○
4	中央地区公民館	原山町13-3	53-1502	○	○	○	○		○
5	三池地区公民館	大字三池629-2	53-8343	○	○	○	○	○	○
6	吉野地区公民館	大字白銀781-3	58-3479	○	○	○	○	○	○
7	手鎌地区公民館	大字手鎌1300-42	56-6008	○	○	○	○	○	○
8	みなと小学校	上屋敷町2丁目3-1	53-6004	○	○		○	○	○
9	天領小学校	天領町1丁目145-1	53-6006	○	○	○	○	○	○
10	旧駛馬南小学校	沖田町 236-1	41-2866	○	○		○	○	○
11	駛馬小学校	馬場町 17	53-6008	○	○	○	○	○	○

	避難場所名称	住 所	連絡先 (電話)	適用になる異常な現象					
				洪水	内水 氾濫	土砂 災害	高潮	地震	大規模火 災
12	天の原小学校	笹原町3丁目116	53-6009	○	○	○	○	○	○
13	玉川小学校	大字櫛野2710-1	53-6011	○	○	○	○	○	○
14	大牟田中央校区 コミュニティセ ンター	宮坂町6-3	41-2614	○	○	○	○	○	○
15	大牟田中央小学校	笹林町1丁目1-3	53-6014	○	○	○	○	○	○
16	大正小学校	大正町5丁目5-9	53-6015	○	○		○	○	○
17	中友小学校	中友町1-20	53-6016	○	○		○	○	○
18	明治小学校	明治町2丁目21-1	53-6017	○	○		○	○	○
19	白川小学校	中白川町1丁目183	53-6018	○	○		○	○	○
20	平原小学校	平原町333	53-6019	○	○	○	○	○	○
21	高取小学校	大字歴木1807-58	53-6020	○	○	○	○	○	○
22	三池小学校	大字新町289-1	53-6021	○	○	○	○	○	○
23	羽山台小学校	大字草木587-3	53-6013	○	○	○	○	○	○
24	銀水小学校	大字田隈239	53-6022	○	○	○	○	○	○
25	上内小学校	大字上内1575-1	58-0103	○	○	○	○	○	○
26	吉野小学校	大字白銀967-17	58-1037	○	○	○	○	○	○
27	倉永小学校	大字倉永1307	58-1038	○	○	○	○	○	○
28	手鎌小学校	大字唐船395	53-6025	○	○	○	○	○	○
29	旧船津中学校	船津町1丁目6-1	41-2866	○	○		○		○
30	宅峰中学校	右京町1	53-6034	○	○	○	○	○	○
31	宮原中学校	米生町2丁目26	53-6032	○	○	○	○	○	○
32	旧勝立中学校	大字勝立282-2	41-2866	○	○	○	○	○	○
33	松原中学校	大正町5丁目4-16	53-6035	○	○		○	○	○
34	白光中学校	椿黒町32	53-6036	○	○		○	○	○
35	御木中学校	大字歴木1150	53-6037	○	○	○	○	○	○
36	白銀中学校	大字田隈338	53-6040	○	○	○	○	○	○
37	旧橘中学校	大字橘664-1	41-2866	○	○	○	○	○	○
38	甘木中学校	大字甘木613-1	58-0033	○	○	○	○	○	○
39	大牟田特別支援学校	天道町24	56-9671	○	○	○	○	○	○
40	リフレスおおむた	大字四ヶ1221	58-7777	○	○	○	○	○	○

	避難場所名称	住 所	連絡先 (電話)	適用になる異常な現象					
				洪水	内水 氾濫	土砂 災害	高潮	地震	大規模火災
41	総合体育館	宝坂町2丁目92	53-6003	○	○	○	○	○	○
42	三池高等学校	大字草木245	53-2172	○	○	○	○	○	○
43	三池工業高等学校	上官町4丁目77	53-3036	○	○	○	○	○	○
44	ありあけ新世高等学校	大字吉野1389-1	59-9688	○	○	○	○	○	○
45	大牟田北高等学校	大字吉野555	58-0011	○	○	○	○	○	○
46	有明工業高等専門学校	東萩尾町150	53-8611	○	○	○	○	○	○
47	えるる	新栄町6-1	52-5285	○	○		○	○	○
48	清掃事務所	健老町198	52-4942	○	○		○	○	○
49	新地町市営住宅	新地町10-1・9-1	41-2787	○	○		○		
50	新地東ひまわり市営住宅	新地町14-7	41-2787	○	○		○		
51	小浜南市営住宅	小浜町80-1	41-2787	○	○		○		
52	右京町市営住宅	右京町40-1	41-2787	○	○		○		

■指定避難地

	避難地名称	住 所	連絡先(電話)
1	高砂公園	三川町4-52	
2	船津公園	船津町1-4	
3	上屋敷公園	樋口町10	
4	千代町公園	千代町7	
5	ひばりヶ丘第二公園	新勝立町4-3-105	
6	宮浦公園	西宮浦町1	
7	宮浦石炭記念公園	西宮浦町132-8	
8	七浦公園	七浦町64-9	
9	延命公園	昭和町223	
10	中友公園	新地町3	
11	明治第一公園	明治町1-6	
12	鳥塚公園	鳥塚町86	
13	南井空公園	大字歴木740-1	
14	三池公園	大字三池1209-1	
15	高田公園	大字歴木190	
16	手鎌北町公園	大字手鎌1520	
17	黒崎公園	大字岬2386	
18	黒崎団地第一公園	大字岬1969-6	
19	甘木公園	大字甘木1203-58	

	避難地名称	住所	連絡先(電話)
20	諏訪公園	岬町1-3	
21	大牟田港緑地運動公園	西新町 22	
22	みなと小学校グランド	上屋敷町 2 丁目 3-1	53-6004
23	天領小学校グランド	天領町 1 丁目 145-1	53-6006
24	旧駛馬南小学校グランド	沖田町 236-1	41-2866
25	駛馬小学校グランド	馬場町 17	53-6008
26	天の原小学校グランド	笹原町3-116	53-6009
27	玉川小学校グランド	大字櫛野 2710-1	53-6011
28	旧上官小学校グランド	宮坂町 6-3	41-2866
29	大牟田中央小学校グランド	笹林町 1 丁目 1-3	53-6014
30	大正小学校グランド	大正町 5 丁目 5-9	53-6015
31	中友小学校グランド	中友町 1-20	53-6016
32	明治小学校グランド	明治町 2 丁目 21-1	53-6017
33	白川小学校グランド	中白川町 1 丁目 183	53-6018
34	平原小学校グランド	平原町 333	53-6019
35	高取小学校グランド	大字歴木 1807-58	53-6020
36	三池小学校グランド	大字新町 289-1	53-6021
37	羽山台小学校グランド	大字草木 587-3	53-6013
38	銀水小学校グランド	大字田隈 239	53-6022
39	上内小学校グランド	大字上内 1575-1	58-0103
40	吉野小学校グランド	大字白銀 967-17	58-1037
41	倉永小学校グランド	大字倉永 1307	58-1038
42	手鎌小学校グランド	大字唐船 395	53-6025
43	旧船津中学校グランド	船津町 1 丁目 6-1	41-2866
44	宅峰中学校グランド	右京町 1	53-6034
45	宮原中学校グランド	米生町 2 丁目 26	53-6032
46	旧勝立中学校グランド	大字勝立 282-2	41-2866
47	旧延命学校グランド	昭和町 240	41-2866
48	松原中学校グランド	大正町 5 丁目 4-16	53-6035
49	白光中学校グランド	椿黒町 32	53-6036
50	御木中学校グランド	大字歴木 1150	53-6037
51	白銀中学校グランド	大字田隈 338	53-6040
52	旧橘中学校グランド	大字橘 664-1	41-2866
53	甘木中学校グランド	大字甘木 613-1	58-0033
54	大牟田特別支援学校	天道町 24	56-9671
55	リフレおおむた	大字四ヶ 1221	58-7777
56	第二グランド	黄金町 1 丁目 111	53-1503

2. 避難所機能の整備

市（防災危機管理室、生涯学習課、スポーツ推進室、教育委員会総務課）は、高齢者、

女性、障害者、乳幼児等の避難生活に配慮した避難所機能の強化を図る。

さらに、バリアフリー化されていない施設の場合は、多目的トイレやスロープ等設備の設置に努める。

＜整備項目＞

- ・防災行政無線（屋外拡声器・戸別受信機）の設置
- ・災害時特設公衆電話
- ・飲料水、食糧品、日常生活用具、備品
- ・非常用電源（発電機等）
- ・福祉仕様トイレ、簡易トイレ、ポータブルトイレ
- ・テレビ、ラジオ
- ・備蓄用の部屋、倉庫
- ・乳幼児のいる家庭専用部屋の設置
- ・女性用物干し場の設置
- ・トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースの設置
- ・避難ペットの飼育保管設備の設置 など

3. 避難ビルの指定

市（防災危機管理室）は、浸水想定区域等における避難ビルの指定等を推進し、指定避難所の拡充に努める。

4. 県有施設の活用

市（防災危機管理室）は、県との調整を行い、県所有施設（県立高校等）を活用した避難所指定を行う。

5. 一時避難所の整備

市（防災危機管理室）は、現在の指定避難所に加えて、地域における一時避難所の設置支援を行う。

第2項 避難所の開設・運営体制等の整備

1. 避難所運営マニュアルの作成及び避難訓練の実施

市（防災危機管理室、生涯学習課・地区公民館、教育委員会総務課）は、指定避難所の施設管理者と連携して、大規模な災害が発生し、多くの避難所を開設する場合、あるいは避難生活が長期化する場合を想定した、避難所運営マニュアル等を作成する。また、作成にあたっては以下の項目を特に留意する。

- ・避難所の衛生管理の徹底
- ・感染症の発生やペット避難に対応するための避難スペース等の仕分け
- ・要配慮者や女性、子育て中の保護者等のニーズの配慮と要配慮者支援班との連携
- ・備蓄物資の品目ごとの数量と使用方法
- ・ペット同伴の避難者がいた場合の具体的な対応

また、施設管理者は、施設の職員が避難所運営に理解や関心を高めるための防災教育や避難所運営の訓練を実施する。

2. 指定避難所の福祉的活用

市（防災危機管理室、生涯学習課・地区公民館、保健福祉部、教育委員会総務課）は、福祉避難所が被災等で利用できないことを想定して、多目的トイレやスロープの整備、ダンボールベッド等の備蓄状況を市民に周知し、福祉的な対応が可能な避難所を選定する。

3. 地域との協働による避難所運営

指定避難所の施設管理者は、避難所運営において自主防災組織や地域の各団体と協働して運営できる体制を構築する。

市（防災危機管理室、生涯学習課・地区公民館、教育委員会総務課）は、避難所運営が円滑に実施できるよう、自主防災組織や各団体との避難所運営に関する研修及び訓練等を実施する。

第5節 要配慮者の支援体制の確立

項 目		主な担当
第1項 支援体制の確立	1. 避難行動要支援者名簿の作成等	保健福祉部、地域コミュニティ推進課、防災危機管理室 消防本部、消防団
	2. 避難支援の確立	
第2項 社会福祉施設等の活用	1. 福祉避難所の拡充	
	2. 社会福祉施設等の防災対策	

第1項 支援体制の確立

1. 避難行動要支援者名簿の作成等

市(保健福祉部)は、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な避難支援等を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成する。

なお、避難行動要支援者をはじめとした要配慮者の災害時における具体的な支援については「大牟田市における避難行動要支援者に対する避難行動支援の全体的な考え方（平成27年6月策定）」に基づいて対策を取り組んでいくこととする。

※要配慮者……………高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条）

※避難行動要支援者…要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（災害対策基本法第49条の10）

1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、在宅者（一時的に入所、入院している者を含む）の内、以下の要件に該当する者とする。

ただし、本人から支援を希望しない旨の申し出があった時は、避難行動要支援者名簿から削除する。この場合、身体の状態等の変化により、掲載の申し出があったときは、再度掲載する。

- ①要介護認定3・4・5を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級を所持している者
- ③療育手帳Aを所持している者
- ④精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者
- ⑤上記以外で市長が支援の必要を認めた者

2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。

- ①氏名

- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由

3) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

市(保健福祉部)は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の情報を集約する。また、市で把握していない情報については、必要に応じ、県に対し情報提供を求めるものとする。

4) 避難行動要支援者名簿の更新

- ①本市に転入した要介護高齢者、障害者等や、新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、要件に該当する者は、避難行動要支援者名簿に追加記載する。
- ②転居・転出や死亡など、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認されたときは、避難行動要支援者名簿を修正または削除する。
- ③避難行動要支援者名簿の更新は、年に2回とする。

5) 避難支援等関係者となる者

避難支援等の実施に携わる避難支援等関係者は、以下のとおりとする。

- ①大牟田市消防団
- ②大牟田警察署
- ③民生委員・児童委員
- ④大牟田市社会福祉協議会
- ⑤介護支援専門員
- ⑥自主防災組織その他の避難支援等関係者

※避難支援等関係者……地域防災計画の定めによる、消防機関、都道府県警察、民生委員法に定める民生委員、社会福祉法第109条第1項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者(災害対策基本法第49条の11)

6) 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために求める措置及び講ずる措置

市(保健福祉部、防災危機管理室)は、名簿に避難行動要支援者の氏名、住所、連絡先、及び「要介護状態区分」や「障害支援区分」など避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報が含まれるため、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、必要な措置を講ずるよう指導、説明を行うものとする。

7) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行い、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提とする。このため、避難行動要支援者には、避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることの理解を得ておくこととする。

2. 避難支援の確立

1) 避難支援体制の構築

市（保健福祉部、地域コミュニティ推進課、防災危機管理室）及び消防本部は、校区まちづくり協議会や自主防災組織等と連携し、災害時における避難指示等の情報伝達、救助、避難誘導など、地域全体での要配慮者の避難支援の体制づくりを促進する。

また、災害時における避難指示等の情報提供体制や、介護福祉士、社会福祉士、児童相談員、カウンセラー等の確保など、要配慮者の状況に応じた避難支援体制を構築する。

2) 地域における支援体制づくり

市（保健福祉部、地域コミュニティ推進課、防災危機管理室）は、校区まちづくり協議会、自主防災組織、民生委員・児童委員、防災・福祉関係機関、消防団、地域住民等の協働のもと、災害時の避難に特に配慮を必要とする要配慮者を支援するため、地域における緊急連絡網の整備、支援者の確保、支援者同士の連絡体制等をまとめた支援計画・マニュアル等の作成を進め、要配慮者の状況に応じた避難支援を実施できる体制づくりを図る。

3) 情報伝達体制

市（保健福祉部、地域コミュニティ推進課、防災危機管理室）は、避難指示等の緊急情報の伝達手段として、市防災行政無線（屋外拡声器、戸別受信機）、地域安心安全情報共有システム「愛情ねっと」、市ホームページ、福岡県災害情報等メール配信システム「防災メール・まもるくん」、エリアメール・緊急速報メール、広報車の巡回、テレビやラジオ等の報道機関に対する発表などのほか、地域や福祉関係機関とのネットワークの形成を進める。

また、聴覚や視覚に障害がある人に対しても、災害情報の伝達を円滑かつ効果的に行うため、FAX等の情報・意思疎通支援用具等の普及を進める。

第2項 社会福祉施設等の活用

1. 福祉避難所の拡充

市（保健福祉部、防災危機管理室）は、公共施設だけでなく、民間の福祉施設等を活用して、災害時に速やかに避難できる身近な福祉避難所のさらなる拡充を図る。また、寝たきり・重度の認知症等の、より専門性の高いサービスを必要とする人を対象にした拠点的な福祉避難所の確保を進める。

また、妊産婦や、集団生活が困難な障害者等の福祉避難所として、旅館やホテル等を活用できるよう、関連事業者との協定の締結を進める。

2. 社会福祉施設等の防災対策

1) 施設等の整備

社会福祉施設等の管理者は、建物の耐震化など施設自体の安全確保に努めるとともに、非常用自家発電機等の防災設備を整備する。

また、ライフライン等の停止に備え、施設職員及び入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食糧、医薬品等の備蓄を行う。

市（保健福祉部）及び消防本部は、施設管理者を指導・支援し、要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備を促進するよう努める。

2) 防災体制の整備

社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ防災組織を編成し、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等の災害対応マニュアルの作成に努める。

また、施設相互間、自主防災組織、地域住民等との連携を密にして、災害時に協力が得られる体制づくりを行う。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

3) 防災訓練、防災教育の実施

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者が災害知識や災害時の行動について、理解や関心を高めるため防災教育を実施する。

また、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にし、施設の構造や入所者の行動能力等の実態に応じた訓練の実施に努める。

市（保健福祉部、防災危機管理室）及び消防本部は、社会福祉施設等に対して防火指導や防災訓練等について指導するなどの支援を行う。

4) 危険区域等にある施設の避難体制整備

①浸水想定区域内等の要配慮者利用施設の指定

市（防災危機管理室）は、水防法第14条第1項に基づく河川の洪水浸水想定区域及び第14条の3第1項に基づく高潮浸水想定区域、または土砂警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条および第9条に基づく土砂災害（特別）警戒区域内にある要配慮者利用施設で、利用者が洪水、高潮、または急傾斜地の崩落等が発生するおそれがある場合に円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設として、これらの施設の名称及び所在地について定める。

②避難確保計画の作成等

対象施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難確保計画を作成し、もしくは変更した時や計画に定めた訓練を実施した時は、遅滞なく市長に報告しなければならない。

市（防災危機管理室、関係各部）は、対象施設の管理者に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施に当たっては、必要な支援を行う。また、洪水や高潮、土砂災害、避難に関する情報が円滑に伝達できる方法の確立を図る。

第6節 計画的な災害物資の備蓄

	項 目	主な担当
第1項 計画的な災害物資の備蓄	1. 市民や事業所による備蓄物資の確保	防災危機管理室、企業局、産業振興課
	2. 給水体制の整備	
	3. 備蓄物資の供給体制の整備	
	4. 関係業者との協定の締結	

第1項 計画的な災害物資の備蓄

1. 市民や事業所による備蓄物資の確保

市（防災危機管理室）は、市民及び事業所等に対し、3日間程度の飲料水、食糧等、生活必需品の備蓄に努めるよう、広報紙や防災パンフレット等により、広報・周知に努める。

また、在宅の要配慮者に対しては、自主防災組織や地域住民の連携による、飲料水、食糧等、生活必需品の配送等、地域住民相互の協力意識の醸成に努める。

2. 給水体制の整備

市（企業局）は、水道施設の耐震化を行い、給水拠点を確保するとともに、被災者への円滑な給水活動が行えるよう給水用資機材の整備・拡充を図る。

3. 備蓄物資の供給体制の整備

食糧や生活必需品等の備蓄物資は、高齢者や障害者、女性、乳幼児等に配慮して、計画的な整備を行う。

市（防災危機管理室）は、福岡県備蓄基本計画（平成26年3月策定）を踏まえた大牟田市備蓄基本方針（平成26年6月策定）に基づき、食料や生活必需品等の備蓄物資を計画的に備蓄する。

また、避難所となる学校等に備蓄物資の保管場所を確保し、発災後24時間以内に必要となる物資は各避難所への分散備蓄を推進する。

4. 関係業者との協定の締結

市（防災危機管理室、産業振興課）は、災害時の物資等の確保のために、あらかじめ関係団体・事業所等と協議し、在庫の優先的供給を受ける等の協力業務の内容、協力方法等について定めた協定の締結に努める。

第7節 大規模事故災害等予防対策の推進

項 目		主な担当
第1項 大規模事故 災害の防止	1. 情報収集・連絡体制の整備	防災危機管理室、消防本部、消防 団、警察署、道路管理者、関係事 業者
	2. 防災訓練の実施	
	3. 大規模事故災害の防止	
第2項 危険物等災 害の防止	1. 情報収集・連絡体制の整備	防災危機管理室、消防本部 関係事業者
	2. 防災訓練の実施	
	3. 危険物等災害の防止	
第3項 海上災害の 防止	1. 情報収集・連絡体制の整備	三池海上保安部、防災危機管理 室、消防本部 関係事業者
	2. 防災訓練の実施	
	3. 海上災害の防止	
第4項 林野火災の 防止	1. 情報収集・連絡体制の整備	防災危機管理室、農林水産課 消防本部、消防団
	2. 防災訓練の実施	
	3. 林野火災の防止	
第5項 放射線災害 の防止	1. 情報収集・連絡体制の整備	防災危機管理室、消防本部 関係事業者
	2. 防災訓練の実施	
	3. 放射線災害の防止	
第6項 原子力災害 の予防対策の推 進	1. 情報収集・連絡体制の整備	防災危機管理室、消防本部
	2. 広域的避難者の受入について の検討	
	3. 新しい検討結果等を踏まえた 対策の検討	

第1項 大規模事故災害の防止

1. 情報収集・連絡体制の整備

市（防災危機管理室）、消防本部、警察署、道路管理者及び交通事業者等は、大規模事故が発生した場合における、情報収集及び連絡体制を構築する。

2. 防災訓練の実施

消防本部は、大規模事故の発生に備えて、防災関係機関や関係事業者等と連携した実践的な防災訓練を実施する。

3. 大規模事故災害の防止

1) 定期点検の励行推進

関係事業者は、事故の未然防止と安全確保に努めるための自主的な定期点検を実施するよう努める。

2) 組織体制の強化

関係事業者は、自衛消防隊の組織化を推進し、随時消防訓練を実施するとともに、その消火技術の向上及び消防設備の操作の習熟等、災害発生時に即応できるよう組織の強化・充実に努める。

3) 資機材等の整備

関係事業者は、緊急時の応急対策の実施に備え、あらかじめ災害用装備資機材等の整備充実を図るとともに、随時点検を行い、保管に万全を期する。

第2項 危険物等災害の防止

1. 情報収集・連絡体制の整備

市（防災危機管理室）及び消防本部は、危険物等災害が発生した場合における、県、関係事業者等との情報収集及び連絡体制を構築する。

2. 防災訓練の実施

消防本部は、危険物等災害の発生に備えて、防災関係機関や関係事業者等と連携した実践的な防災訓練を実施する。

3. 危険物等災害の防止

1) 定期点検の励行推進

関係事業者は、事故の未然防止と安全確保に努めるための自主的な定期点検を実施するよう努める。

2) 組織体制の強化

関係事業者は、自衛消防隊の組織化を推進し、随時消防訓練を実施するとともに、その消火技術の向上及び消防設備の操作の習熟等、災害発生時に即応できるよう組織力の強化・充実に努める。

3) 資機材等の整備

関係事業者は、緊急時の応急対策の実施に備え、あらかじめ災害用装備資機材等の整備充実を図るとともに、随時点検を行い、保管に万全を期する。

第3項 海上災害の防止

1. 情報収集・連絡体制の整備

市（防災危機管理室）及び消防本部は、海上災害が発生した場合における、県、三池海上保安部、関係事業者等との情報収集及び連絡体制を構築する。

2. 防災訓練の実施

三池海上保安部は、海上災害の発生に備えて、防災関係機関や関係事業者等と連携した実践的な防災訓練を実施する。

3. 海上災害の防止

三池海上保安部は、県等による海難防止や海上災害防止の活動と連携して、市民及び海事関係者への事故防止等に係る啓発を行う。

第4項 林野火災の防止

1. 情報収集・連絡体制の整備

市（防災危機管理室、農林水産課）及び消防本部、消防団は、林野火災が発生した場合における、県、関係事業者等との情報収集及び連絡体制を構築する。

2. 防災訓練の実施

消防本部、消防団は、林野火災の発生に備えて、防災関係機関や関係事業者等と連携した実践的な防災訓練を実施する。

3. 林野火災の防止

消防本部、消防団は、春季の火災予防運動に併せ、予防広報を積極的に推進する。

第5項 放射線災害の防止

1. 情報収集・連絡体制の整備

市（防災危機管理室）及び消防本部は、放射線災害が発生した場合における県、関係事業者等との情報収集及び連絡体制を構築する。

2. 防災訓練の実施

消防本部は、放射線災害の発生に備えて、防災関係機関や関係事業者等と連携した実践的な防災訓練を実施する。

3. 放射線災害の防止

1) 定期点検の励行推進

関係事業者は、平常時より施設・設備に関して不備箇所等を補修・改善し、事故の未然防止と安全確保に努めるための自主的な定期点検を実施するよう努める。

2) 資機材等の整備

関係事業者は、緊急時の応急対策の実施に備え、あらかじめ災害用装備資機材等の整備充実を図るとともに、随時点検を行い、保管に万全を期する。

第6項 原子力災害の予防対策の推進

1. 情報収集・連絡体制の整備

市（防災危機管理室）及び消防本部は、原子力災害が発生した場合における県、関係機関等との情報収集及び連絡体制を構築する。

なお、県は原子力災害への防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲は、玄海原子力発電所から半径 30km 圏内の地域としている。本市はこの圏外であるが、大規模な原子力災害が発生した場合には、応援要請に対する支援を迅速かつ円滑に行うものとする。

ア) 原子力災害における情報収集・伝達体制の整備

イ) 広域的避難者の受入についての検討

ウ) 今後の原子力規制委員会等における検討結果を踏まえた対策の検討

2. 広域的避難者の受入についての検討

市（防災危機管理室）は、原子力災害時に発生する広域避難者の受入に向けて、避難受入計画や避難誘導等、受入体制を構築する。

3. 新しい検討結果等を踏まえた対策の検討

市（防災危機管理室）は、原子力規制委員会等における、今後の新たな研究成果や検討結果を参考にしながら、より有効的・効果的な予防対策について検討を行っていくとともに、その成果を本計画に反映させる。

第8節 業務・事業継続計画(BCP)の策定

項 目		主な担当
第1項 業務・事業継続計画(BCP)の策定	1. 市における業務継続計画の策定	防災危機管理室、人事課、関係各課
	2. 事業所等における事業継続計画の策定	産業振興課

第1項 業務・事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)の策定

1. 市における業務継続計画の策定

市（防災危機管理室、人事課、関係各課）は、大規模な災害の発生後においても、限られた行政資源をもとに業務を継続するため、大牟田市業務継続計画に定めるところにより、行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施する。

2. 事業所等における事業継続計画の策定

事業所等は、災害時において重要事業を継続するため、事業継続計画の策定に努める。また、市（防災危機管理室、産業振興課）及び県は、事業所等の事業継続計画の作成の普及に努める。

第9節 被災者生活再建支援システムの整備

項 目	主な担当
第1項 被災者生活再建支援システムの整備	防災危機管理室、関係各課

第1項 被災者生活再建支援システムの整備

市（防災危機管理室、関係各課）は、災害時において迅速な被災者支援を実施するため、被災者の氏名・住所等の基本情報を記載する被災者台帳のほか、り災証明書の交付、各種被災者支援制度等を管理することができる「被災者生活再建支援システム」を整備する。

1. 被災者生活再建支援システムの運用

市（関係各課）は、被災者生活再建支援システムを適切に運用し、災害時の迅速な被災者支援の実施や被災者支援制度の手続等における被災者の負担軽減など、被災者に寄り添った対応を実施する。また、平常時においては、適切な運用方針の検討や利用操作研修、訓練等を行う。

第10節 災害ボランティアとの連携体制の構築

項 目		主な担当
第1項 災害ボランティアの活動環境等の整備	1. 災害ボランティア意識の啓発	防災危機管理室、地域コミュニティ推進課、福祉課
	2. 災害ボランティアセンター運営体制の整備	

第1項 災害ボランティアの活動環境等の整備

市（防災危機管理室、地域コミュニティ推進課、福祉課）は、ボランティアによる防災活動の重要性に鑑み、その自主性を尊重し、ボランティアとの連携に努める。

1. 災害ボランティア意識の啓発

市（防災危機管理室、地域コミュニティ推進課、福祉課）は、社会福祉協議会等の関係団体と連携して、市民に対し、災害ボランティア意識の啓発に努める。

2. 災害ボランティアセンター運営体制の整備

市（防災危機管理室、地域コミュニティ推進課、福祉課）は、「災害時における大牟田市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」に基づき、社会福祉協議会に支援を行う。

また、社会福祉協議会及び関係団体等は、災害ボランティアセンターの運営体制について事前に整備するとともに、定期的な訓練を行い、市もこれに協力する。

第11節 応急対策のための環境整備

項 目		主な担当
第1項 救助・医療体制の整備	1. 救助体制の整備	消防本部
	2. 医療体制の整備	保健衛生課、健康づくり課、消防本部、消防団、市立病院
第2項 交通輸送体制の整備	1. 緊急輸送道路の確保	防災危機管理室、土木管理課、土木建設課
	2. 緊急輸送体制の確保	公共施設マネジメント推進課
第3項 防疫、清掃体制の整備	1. 防疫体制の整備	保健衛生課
	2. し尿・ごみ・廃棄物処理体制の整備	環境業務課
第4項 建物対策の推進	1. 被災建築物・宅地危険度判定体制の整備	建築住宅課
	2. 住宅確保体制の整備	

第1項 救助・医療体制の整備

1. 救助体制の整備

1) 市民、自主防災組織の救助体制の整備

救助活動は、防災関係機関のみならず、市民、自主防災組織における地域ぐるみの活動が重要である。特に、一人暮らしの高齢者や障害者等の要配慮者に対する安全確保を図るとともに、救助体制の充実を図り、自主防災組織の活動に対する支援を推進する。

また、救命講習を活用してバイスタンダー（救急現場に居合わせた人で、傷病者に適切な応急救護処置ができる人）の養成を図る。

2) 救出用資機材の整備

消防本部は、同時に多数の救助活動ができるよう救助用資機材を整備する。

2. 医療体制の整備

1) 医療救護活動要領の習熟

市（保健衛生課、健康づくり課）は、「福岡県災害時医療救護マニュアル（平成19年3月策定）」に示す活動方法・内容について習熟しておく。

2) 緊急時の連携強化

市（保健衛生課）は、県保健福祉環境事務所と連携の下、市内の主要な病院、医師会、助産師会、歯科医師会、薬剤師会等と、災害時の医療救護体制や医療救護所への

動員など、迅速な応急医療体制のために必要な事項について、あらかじめ定めておく。

また、災害時には、県保健福祉環境事務所が地域災害医療情報センターとして機能し、応急医療のネットワーク化が図られることから、必要な事項について県保健福祉環境事務所と調整を図る。

3) 医薬品・医療用資機材の準備

市（保健衛生課）は、県保健福祉環境事務所、薬剤師会、医薬品業者等と連携して、応急医療活動に必要な医薬品等を迅速に調達ができるようにするほか、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等の資機材を整備する。

4) 市民の自主救護能力の向上

消防本部及び消防団は、市民や自主防災組織等に対し、応急救護知識・技術の普及活動等を行い、自主救護能力の向上を図る。

第2項 交通輸送体制の整備

1. 緊急輸送道路の確保

1) 緊急輸送道路ネットワーク化の推進

国、県及び市（防災危機管理室、土木管理課、土木建設課）は、災害時の救援物資や応急対策活動要員の交通輸送体制を確保するため、幹線道路を中心とする緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

2) 緊急輸送道路の確保

市（防災危機管理室、土木管理課、土木建設課）は、県の指定した緊急輸送道路及び市庁舎と、災害拠点病院や輸送（集積）拠点、救援活動拠点、自衛隊駐屯地を結ぶ道路を緊急輸送道路として確保する。

3) 緊急輸送道路の周知

市（防災危機管理室、土木管理課、土木建設課）は、広報活動を通じて、市民に対して災害発生時の自家用車両使用の自粛、運転車両の措置方法等についての啓発、災害時の緊急輸送道路の周知を図る。

4) 道路の啓開¹⁾体制の整備

市（防災危機管理室、土木管理課、土木建設課）は、災害発生後の緊急輸送道路の障害物の除去や応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、建設業者等の団体との間であらかじめ協定を締結するなど、必要な啓開体制を整備する。

- 1) 災害発生時の速やかな救援・救護活動や人員・物資輸送のため、障害物等の処理を行い、道路を切り開くこと。

2. 緊急輸送体制の確保

1) 緊急通行車両の事前届出

市（防災危機管理室）は、災害時に車両が必要となる業務を把握し、必要となる車両を選定する。

市（公共施設マネジメント推進課）は、市有車両で災害時に使用する車両について、緊急通行車両の事前届出を県公安委員会に提出する。

第3項 防疫、清掃体制の整備

1. 防疫体制の整備

災害により浸水した地域や避難所等において、衛生環境の悪化や感染症等の発生の恐れが生じる場合には、感染症等の発生を予防するために、消毒等の防疫活動が必要な場合も想定される。

市（保健衛生課）は、消毒資機材を備蓄するとともに、薬品業者等と連携して、消毒薬剤や散布資機材が確保できるような体制を確立する。

2. し尿・ごみ・廃棄物処理体制の整備

1) し尿処理体制の整備

市（環境業務課）は、災害により発生したし尿を適正に処理する体制を整備する。

2) ごみ・がれき処理体制の整備

市（環境業務課）は、災害時に大量に発生するごみ・がれきを処理するために、災害の規模に応じた収集処理の人員や資機材等の確保等、がれきの収集・運搬・処理体制を整備する。

また、大量のごみ・がれきの仮保管場所や仮集積所の候補地を事前に選定しておく。

3) 応援協力体制の整備

市（環境業務課）は、近隣市町村、し尿・ごみ・がれきの収集処理を委託する業者等に対し、応援協力体制を整備する。

第4項 建物対策の推進

1. 被災建築物・宅地危険度判定体制の整備

市（建築住宅課）は、被災した建築物及び宅地の2次災害を防止するために、県と連携して被災建築物・宅地の危険度判定体制を整備し、判定士の連絡網を確保する。

2. 住宅確保体制の整備

1) 応急仮設住宅用地の選定

市（建築住宅課）は、災害時の応急仮設住宅は県が福岡県応急仮設住宅建設・管理マニュアル（平成24年度策定）に基づき建設するが、交通やライフライン等の条件を考慮し、県の建設計画に合わせて、事前に仮設住宅建設に適当な土地を選定する。

2) 空き家住宅の把握

市（建築住宅課）、県及び国は、公的住宅の空き家状況を把握し、災害時に被災者に対し、迅速に情報を提供し、供給できるようにする。